

教育環境整備協議会設置要領

制 定 平成19年9月11日
(2007年)

(設置)

第1条 本市における、第2期学校規模適正化事業の実施に向けて、より充実した学校教育環境の整備に取り組むため、教育環境整備協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について検討し、教育委員会に意見書として提出するものとする。

- (1) 受け入れ校等の改修工事に関する事
- (2) 地域を含めた児童の交流事業に関する事
- (3) 児童の通学路の安全確保に関する事
- (4) その他必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 青山台小学校、古江台小学校のPTA代表者 各2名
- (2) 北千里小学校のPTA代表者 3名
- (3) 青山台中学校、古江台中学校のPTA代表者 各1名
- (4) 青山台連合自治会、古江台連合自治協議会の代表者 各1名
- (5) 青山台小学校、北千里小学校、古江台小学校、青山台中学校、古江台中学校の代表者 各1名

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、所掌事項に関する意見書の提出を行ったときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 協議会に、座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員（小・中学校の代表者を除く）の互選により選出する。
- 3 座長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求めることができる。
- 4 会議は原則公開とする。

(検討部会)

第7条 協議会に、課題別の検討部会を置くことができる。

2 検討部会に部会長をおく。

3 部会長は、協議会の同意を得て、座長が指名する。

4 部会長は、部会の協議経過及び結果を協議会に報告する。

5 部会の運営に必要な事項は、部会長が協議会の同意を得て定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育部において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成19年9月11日から施行する。